



大館市（令和8年度） 一般不妊治療・不育症治療費助成

対象者

- (1) 不妊治療あるいは不育症治療が必要であると診断され、治療を受けているご夫婦（事実上婚姻関係のかたを含む）
- (2) 申請日の1年以上前から、ご夫婦あるいはどちらか一方が大館市に住所を有しているかた

対象となる治療

- (1) 特定不妊治療以外の不妊治療
（診断のための検査やタイミング療法、人工授精、薬物療法など）
- (2) 不育症と診断されたかたに対する検査および治療
（検査実施後に不育症治療を行わなかった場合は、助成対象となりません）

助成金額

- (1) 一般不妊治療費あるいは不育症治療費：15万円／年度（限度額）
※ 検査及び調剤の費用を含む ※ 各証明書手数料や入院代等は除く
- (2) 通院交通費 医療機関までの距離により、通院一回につき、下記の金額を助成
片道 概ね 50km～100km未満：2,000円／回（限度額 10,000円／年度）
片道 概ね 100km以上：4,000円／回（限度額 20,000円／年度）

申請手続き

- ・ 治療期間の最終日から3か月後の月の末日までに、大館市に申請。
- ・ 4月から翌年3月を1年度として考えます。治療期間が年度をまたぐ場合は、申請時期の確認が必要ですので、お問い合わせください。

<申請のタイミング例> 治療継続中も申請可能です。

- ・ 治療する医療機関を変更するため、治療終了日から3か月以内に申請
- ・ 特定不妊治療（体外受精・顕微授精など）に変更するため、3か月以内に申請
- ・ 治療を一時的に休む（または終了する）ことにしたため、3か月以内に申請
- ・ 妊娠反応陽性となったため、治療終了日から3か月以内に申請
- ・ 前年度からの治療費の累計が上限額の15万円に達したため、3か月以内に申請
- ・ 同一医療機関で治療継続中であるが、4月から翌年3月までを1年度として区切り、3月末日までに申請

など

申請時期に迷う場合は、お問合せください。

申請に必要な書類は裏面をご確認ください

申請に必要な書類等

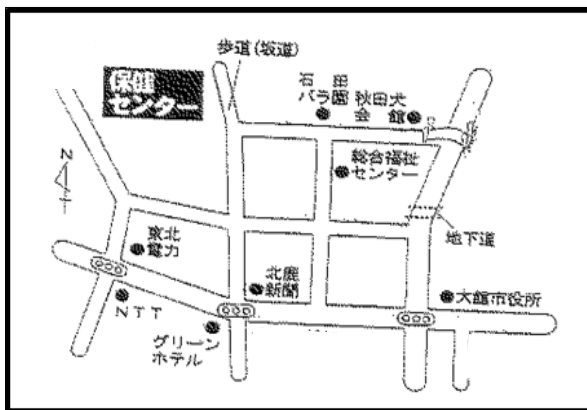
※事前に申請日時のご連絡をお願いします。

1	大館市不妊治療費等助成金申請書 ☆
2	大館市一般不妊治療受診等証明書あるいは大館市不育症治療受診等証明書 ☆
3	協力医療機関受診等証明書（協力医療機関がある場合のみ） ☆
4	医療機関又は院外処方により薬局が発行した領収書及び領収明細書（写）
5	債権者登録申請書（市役所に口座を登録しているかたは不要） ☆
6	助成金を入金する口座のわかるもの（申請者の口座名義の通帳又はキャッシュカードの写し）
7	夫婦のうちいずれかが市外に住所を有している場合は、初回に限り住民票（単身赴任等で市外に居住している場合、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
8	住民登録情報で婚姻関係が確認できない場合は、初回に限り戸籍謄本（夫婦で別に住所をおいている場合 や 世帯に同性のきょうだいがいる場合）
9	高額療養費や付加給付等がある場合は、その額が確認できる書類の写し

☆ 「おおだて子育てねっと」からダウンロード可

— 問い合わせ・申請 —

大館市福祉部 健康課 母子保健係 こども家庭センターさんまある
大館市字三ノ丸55番地（保健センター内） TEL 0186-43-7101



子育て応援ポータルサイト
「おおだて子育てねっと」掲載

